

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1.セメント・コンクリート(保証コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国管技第112号、国産環第35号、国産環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		ウレタンマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度:2.5以上 骨材の吸水率:3.5%以下 骨材の含水率:3.0%以下 (砂・砂石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は55%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の微細分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 除石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が55%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶融の色が標準色の色より濃い場合。			○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.2%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂砂、砂石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (フローメトル) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (高炉セメント) JIS R 5213 (ハイペースメント) JIS R 5214 (セメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (フローメトル) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (高炉セメント) JIS R 5213 (ハイペースメント) JIS R 5214 (セメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (フローメトル)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (フローメトル) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (セメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
		練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308(附属書C)	懸濁物質の量: 5g/L以下 溶解性無機炭素の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 結凝は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
回収水の場合: JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 結凝は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1.セメント・コンクリート(軽コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	許容設備の許容精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉系の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.6%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、枕頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、覆工工、樋井、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準JISCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.6%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。工種当りでの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、枕頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、覆工工、樋井、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生産製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込までに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生産製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数は多い方を採用する。	配合設計の単位水量の上振時は、粗骨材の最大寸法が20mm~30mmの場合115kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。			

(次のページに続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート(保証コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スラップ試験	JIS A 1101	スラップ8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラップ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スラップ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋筋コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スラップ試験の結果が安定し良好な場合はその後スラップ試験の頻度について監督員と協議し削減することができる。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種目以上の試験。またはレディミキストコンクリート工種の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、枕木(橋脚打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁土(高さ1m以上)、取置工、欄干、護岸、水門等(内径5.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき3個(φ7～3個、φ28～3個)とする。 ・試験サンプルを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート腐敗の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの歪み分析試験	JIS A 1112				
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート橋梁、内空断面面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・欄干を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で施工時に地中、水中にある部分については施工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた形状管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート橋梁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じ箇所を1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の範囲において、再調査を3ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート橋梁、内空断面面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・欄干を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付定において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
		配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコア」は構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領・解説」による	同左	同左	同左	同左	
		強度測定	「非破壊試験によるコア」は構造物中の強度測定要領・解説」による	同左	同左	同左		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS Ⅰ類)	材料	必須	JISマークの確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)					
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS Ⅱ類)	材料	必須	製造検査結果 (寸法・形状・外観・性能試験) 等協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○	
	施工	必須	JISマークの確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。				
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシラ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港第35号、国空建第78号)。	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			コンクリートの塩化物結晶量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○	
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○	
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上		○	
	材料	その他	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308		1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308		1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高砂分) 骨材 JIS A 5011-2 (フェニックス) 骨材 JIS A 5011-3 (編み) 骨材 JIS A 5011-4 (電気炉酸化) 骨材 JIS A 5021 (ソフツ用再生骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部、石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308		1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粉分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材除石 3.0%以下 (ただし、粒形判定率値が8%以上の場合は15.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材除砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は13.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			骨材中の粘土分量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	谷その他を除く） T I S マーケットの表示されたレディミキストコンクリートを使用する場	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (中熱セメント) JIS R 5213 (早強ポルトランドセメント) JIS R 5214 (ニセメント)	1日/月以上	試験成績表による。	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (中熱セメント) JIS R 5213 (早強ポルトランドセメント) JIS R 5214 (ニセメント)	1日/月以上		
			コンクリート用炭和材・化学添加剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (微細シリカ) JIS A 6204 (化学添加剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1日/月以上 ただし、JIS A 6204 (化学添加剤) は1回/6ヶ月以上		
			練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物の量：1g/L以下 塩化カルシウム量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：結晶は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1日/年以上及び水質が変わった場合。		
必須	鋼材	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1日/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○	
			必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと		全数
ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ③ふくらみの長さ及び圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤折れ曲がりの差が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑥垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥が認められてはならない。	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ③ふくらみの長さ及び圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤折れ曲がりの差が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑥垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥が認められてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業員、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 ①直径19mm以上の鉄筋またはSD90以外の鉄筋を圧接する場合 ・自動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工現場の少ない材料を使用する場合、過熱な気象条件・高所などの作業環境下での施工作業、圧接作業資格者の熟練度などの確認が必要となる場合がある。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 ②SD90の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	○
				施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ③ふくらみの長さ及び圧接部のずれが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤折れ曲がりの差が鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑥垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥が認められてはならない。	
	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥が認められてはならない。	熱間押接法の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥が認められてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細な外観検査を行う。	熱間押接法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承認を得る。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。		
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各種ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24dBとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。採取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは30ヶ所程度を標準とする。ただし、作業員が1日に修正した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果が合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
		施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円筒部接部の目視】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		
	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験(溶剤除去性 を迅速探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。				
	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)				
	その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		中継り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができ。	
	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70% (中継り杭工法)、60% (プレローリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。		試料の採取回数(一般に単柱では30本に1回、継柱では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびく固固定液の圧縮強度試験	設計図書による。		供試体の採取回数は一般に単柱では30本に1回、継柱では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>	
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中継り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレローリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及びH鋼杭工法における支持層の確認は、支持層付定で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質状況と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層判定等の判定方法を定める	
8 掘削杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深さを比較して把握する	
9 既製杭工 (中継り杭工コンクリート 打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		掘削の段階や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要に応じて再処理する	
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR値：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、土層階級、基層、表層の合計層厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、0.00m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			上の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・軟弱スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、0.00m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 表等による 確認
			鉄鋼スラックの水没膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 80	1.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CS・フラッシュアン鉄鋼スラックに適用する。</li> <li>・中規模以上の工事とは、管理団を指した上ででの管理が可能なる基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理団を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で、400㎡以上10,000㎡未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> </li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
(次頁に続く)								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	通路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・GS・クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生グラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生グラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X3 99%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の80%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得られない場合は孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えばは、6,000㎡の場合：6,000㎡/10孔毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同型以上の縮固効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	
			ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。		
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			上の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上		・MS・粒度調整鉄鋼スラッグ及びMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：掘削前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			上の吸水性・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4] - 73	呈色なし	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 80	1.5%以下	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 15	1.20kg/L以上(14日)	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 106	1.50kg/L以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t未満(コンクリートでは1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 131	1.50kg/L以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			(次頁に続く)					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 上層路盤	材料	その他	破壊ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] - 256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の95%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が特がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	
					粒度 (2.0mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	2.0mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
	粒度 (75µmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16			75µmふるい：±6%以内				
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			土の塑性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
	12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
	13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98kpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.5kpa (アスファルト舗装)、2.0kpa (セメントコンクリート舗装)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
				骨材の修正C値試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧【4】-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
									施工
			必須	粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧【4】-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 98%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 伊達箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が特がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10孔を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、10,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
		その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
				セメント量試験	舗装調査・試験法便覧【4】-293、【4】-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下				○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧【2】-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下				○
			フィラー (舗装用石灰石粉) の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表0.3.17による。				○
			フィラー (舗装用石灰石粉) の水分試験	JIS A 5008	1%以下				○
	その他			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・尖成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
14 アスファルト舗装	材 料	そ の 他	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 65	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次底層を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。</li> <li>・が規模以上の工事とは、管理回を指した上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が53,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを用いる。</li> <li>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 63	50%以下			○	
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 78	1/4以下			○	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 94	水浸膨張比：2.0%以下			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理回を指した上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が53,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを用いる。</li> <li>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表観密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下				○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下				○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下				○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下				○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○
			掃度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○
			薄板加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1				○
			留度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 212	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4				○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 224					○
			タフネス・ファンディ試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事: 定期的または随時。</li> <li>・小規模以下の工事: 異常が認められたとき、印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能で工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡ある以上は使用する基準及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</li> <li>②使用する基準及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100㎡以上のもの	○		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 238	アスファルト量: ±0.9%以内			○		
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			同時	○	
	プラント	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○		
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○		
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○		
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] - 218	基準密度の94%以上。 K10 96%以上 K6 96%以上 K3 96.9%以上 歩道箇所: 設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得られない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> <li>・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</li> </ul> (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋面舗装はコア採取しないので配合比率 (プラント出荷数量) と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</li> </ul>	○		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上	同時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。			
			外観検査 (混合物)	目視						
			その他	オペリ抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1] - 311	設計図書による	舗設率換算200㎡毎に1回			
	15 転圧コンクリート	材料 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	必須	コンステンションVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初			
				マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 96%				
ランマー突き固め試験				転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 97%					
含水比試験				JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンステンション試験がやむを得ずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直次法によるのが適ましい。			
コンクリートの曲げ強度試験				JIS A 1106	設計図書による。	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。				
骨材のふるい分け試験				JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。	○			
骨材の単位容積質量試験				JIS A 1104	設計図書による。		○			
骨材の密度及び吸水率試験				JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	○			
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積算乗冷度25%以下		ホワイトベースに使用する場合: 40%以下	○					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
15 転圧コンクリート	材料 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	その他	骨材の微細分重量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 粒径 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砂砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		○		
			粗骨材中の軟石重量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下		観察で問題なければ省略できる。	○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			* 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土重量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.2%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○	
			骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下				○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性無機固形物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	
				処理水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	* その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	
			製造 (ブランド)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±2%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 黒和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	* レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	* 総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
					ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSC-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.5%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 4%以下 スランプ差: 3mm以下			○
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	雇工	必須	コンシステンシーV試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし連続車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 344 ※いづれか1方法	目標値の±1.5%			
			プランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まるとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果が配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上		2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材前28日）。	
			温度測定（コンクリート）	温度計による。			2回/日（午前・午後）以上	
			現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の95.5%以上。		40mに1回（横断方向に3ヶ所）	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3] - 353			1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定	
16 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：雇工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が53,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 51	偏長、あるいは扁平な石片：10%以下			
			フローラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3.3.17による。			
			フローラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121			30%以下
	崩壊ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下					
	針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)					
	軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃					
	粘度試験	JIS K 2207	10mm以上 (25℃)					
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%					
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上					
	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下					
	比重試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm <sup>3</sup>					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 グラスアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3] - 402	貫入量 (40℃) 目標値 実層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュニール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3] - 407	3~20秒 (目標値)			○
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 79	縦断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理画を描いた上での管理が可能ない工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 318	アスファルト量: ±0.9%以内			○
	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石: 常温~150℃	随時		○		
	舗装現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		○
	17 路床安定処理工	材料	必須	上の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当及び土質の変化した時。	
CBR試験				舗装調査・試験法便覧 [4] - 227, [4] - 230	設計図書による。			
施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4] - 218 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、目録表を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行うものとする。 1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1000㎡未満: 10点 ・1000㎡以上2000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・念込の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			または、「IS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理「ツツ」の全てが規定回数だけ締められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築地、路床主体とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4] - 288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] - 284 (「たわみ」の項を参照)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	/
			土工	必須	現場密度の測定 各右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 篩装調査・試験法便覧【4】-185 突砂法	設計図書による。	
	土工	必須	または、 圧計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の施作あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、「T・S・GSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理Areaの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、層厚から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	土工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧【4】-288	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	
	土工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
	土工	必須	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
	土工	必須	含水比試験	JIS A 1203		500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事には1回当たり3回以上。		
	土工	必須	たわみ量	舗装調査・試験法便覧【2】-16 (ベンダロッド法)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
	19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化した時。	
グルタイム試験						当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
土工		必須	改良体全長の連続性確認	ポーリングコアの目視確認	改良体の上部から下部までの全長をポーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記より多い場合は監督員の指示による。	・ポーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してもよい。		
土工		必須	土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を要している場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記より多い場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してもよい。	
20 アンカー工	土工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日		
			モルタルのプロード試験	JSCF 521-2018	10～18秒プロード（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに含む）	締りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をプロードとする。		
			耐力試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の8%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で荷重と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JIS A101-2012)	所定の張力が導入されていること。		・定着時張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要の判断を判断する。		
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。		
			分層検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。					
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A1210) C・D・E法) 。	500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事以上工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・積台背面アプローチャ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の積台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバウト構造の積台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			
			最大粒径>53mm: 連続調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。					
			または、「計測器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満: 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満: 10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・上記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・積台背面アプローチャ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の積台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバウト構造の積台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			
または、「IS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ワックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路床から1m以内と締固め機械が定置されない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築地、路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。							
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国管技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.6以上 骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については換算を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用) 骨材-第1部: 高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2 (コンクリート用) 骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3 (コンクリート用) 骨材-第3部: 鋼スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用) 骨材-第4部: 電気炉酸化炉骨材 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰ガススラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 吹付工	材料	その他 T I S マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く	骨材の微細分重量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラッグ粗骨材 5.0%以下 その他 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラッグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	*濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上面における溶液の色が標準色色より濃い場合。			○	
			骨材中の粘土含量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	
			繊維ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○	
			練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200g/m以下 セメントの凝結時間の差：結発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	
			同既水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200g/m以下 セメントの凝結時間の差：結発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		
			設計造り リーフをラ ンチン 用ト ナ 合1 はS 除マ ク 表示 され たレ ディ ミク スト コ	骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
				骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			
			その他	許量設備の許量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラッグ微粉炭の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	*レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 *急結剤は適用外		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
23 吹付工	構築体は除く（コンクリート） JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを採用する	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パンチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上、	※小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、拱脚、高欄等）、橋梁工（高さ1m以上）、直工事、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：4%以下 スランプ差：3cm以下					
			土工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	※小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法（JIS-C530C-2015, 503-2015）」または設計図書の規定により行う。 ※用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、拱脚、高欄等）、橋梁工（高さ1m以上）、直工事、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
						スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101			
23 現場吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国土交通省112号、国港環第35号、国交建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び強地が変わった場合、	※小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○		
				その他	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128				±1.5%（許容差）	※小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
				コアによる強度試験	JIS A 1107				設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
23 現場吹付法砕石工	材料	その他 JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く。	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砂・砂石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (C/F-1用再生骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：高炉ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○		
			骨材の微細分置試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砂石 3.0%以下 (ただし、粒形判定率58%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	材料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			強度サトラムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	集積地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (ニコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (ニコセメント)			○		
			凍害せ水の氷質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	結晶物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び氷質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び氷質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			その他の コンクリート を1 使用 用表 が添 着さ された レディ ミク スト	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
					その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 湿和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 湿和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
23 現場吹付法特工	クォリティーコントロール用Sマーク1種クォリティーマークストコン	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パンダミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種密で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕杭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、直壁工、擁壁工、擁壁工、擁壁工(高さ0.5m以上)、内装工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
				連続ミキサの場合: 土木学会規準JISCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 5cm以下				○
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種密で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕杭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、直壁工、擁壁工、擁壁工(高さ0.5m以上)、内装工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
				必須	コンクリートの圧縮強度試験 JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JISCE-F561-2013	設計図書による	1回/日以上、吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7-3本、φ28-3本、)とする。		・参考値: 18N/mm <sup>2</sup> (材齢28日) ・小規模工種密で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
	その他	その他	塩化物総量規制 (「コンクリートの耐久性向上」仕様書)	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種密で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○		
				空気量測定 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1129	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		・小規模工種密で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
	その他	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			○
				コアによる強度試験 JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
	24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
				土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
土の含水比試験				JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
土の液性限界・塑性限界試験				JIS A 1205					
土の一軸圧縮試験				JIS A 1216		必要に応じて。			
土の三軸圧縮試験				地盤材料試験の方法と解説					
土の圧密試験				JIS A 1217					
土のせん断試験				地盤材料試験の方法と解説					
土の透水試験				JIS A 1218					

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認													
24 西川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm； 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm； 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記より重い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることとする。  【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに前の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	*左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。														
									または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記より重い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることとする。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	*最大粒径<100mmの場合に適用する。 *左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。									
									または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
		その他	上の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。															
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧【1】-273		トリアクシアル強度が悪いとき。															
25 海岸土工	材料	必須	上の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。															
									その他	上の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
										上の粒子の密度試験	JIS A 1202										
										上の含水比試験	JIS A 1203										
										上の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
										上の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。								
										上の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説										
										上の圧密試験	JIS A 1217										
										上のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説										
										上の透水試験	JIS A 1218										
									施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm； 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm； 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。  【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに前の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	*左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。					
																		または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	*最大粒径<100mmの場合に適用する。 *左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
																		または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
	その他	上の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。																
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧【4】-273		トリアクシアル強度が悪いとき。															

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
26 砂防土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。	
			現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 挿装調査・試験法便覧【4】- 256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
	施 工	必 須	または、「計量器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理アロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
27 道路土工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	
			(BR試験 路床)	JIS A 1211			当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)	
	そ の 他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径>53mm： 継続調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が2%≦ $V_a$ ≦10%または飽和度 $S_r$ が85%≦ $S_r$ ≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が2%≦ $V_a$ ≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定次数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、「IS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
	その他	ブルーフローリング	継続調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上り後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	作業車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラマシナック等を用いるものとする。			
		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。				
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。				
	(次頁に続く)	施工	その他	コーン指数の測定	継続調査・試験法便覧 [4]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフカビリティが悪い時		
	たわみ量			継続調査・試験法便覧 [4]-284 (ハンゲコック-d)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
	28 路石工	施工	必須	路石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び貯置の美化時。	・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm <sup>3</sup> -2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5g/cm <sup>3</sup> -2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○
路石の吸水率				JIS A 5006			・500㎡3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	
路石の圧縮強さ				JIS A 5006			・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○	
路石の形状				JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	
その他									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
29 コンクリートダム	材料 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国管技第112号、国産環第35号、国産環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度:2.8以上 吸水率: [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロコケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材の微細分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下。ただし、砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材: ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			骨材中の粘土含量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.2%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			材料 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	その他	振動タクトリズムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砕石、 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	築地場で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
					粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	4%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
					練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性無機炭素の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200mg以下 セメントの凝結時間の差:結晶は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
同級水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200mg以下 セメントの凝結時間の差:結晶は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日			その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	く製造 ウラン T1Sマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除	その他	許量設備の許量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 【高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内】 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パンチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンション（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準JSC-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：5mm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			練骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/ac3以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSC-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、非閉基礎等）、橋梁上部工（桁、拱脚、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、直取工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		○
			単位水量測定	レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超えて±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を記録することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種等で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、非閉基礎等）、橋梁上部工（桁、拱脚、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、直取工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
29 コンクリートダム	雇工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・3回/日以上、構造物の重要部と工事の規模の 応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められた時。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の 場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクスト コンクリート工場の品質証明書等のみとすることが できる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、 50㎡ごとに1回の試験を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を 1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上 の確率で下回らない。	1回/ヶ 1.17ヶ1177のコンクリート量500m3未満の場合17ヶ117 77当り1回の割合で行う。なお、17ヶ1177のコンクリ ート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から 構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.17ヶ1177のコンクリート量500m3以上の場合17ヶ1177 当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から 構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.コンクリート、建設物周辺及び試験場などのコンクリートは、 打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場 合の標準を示すものであり、打込み初期段階に おいては、2～3時間に1回の割合で行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭頭(掘削打抜、井筒基礎等)、橋梁 上工(桁、拱脚、蓋梁等)、橋脚土(高さ1m以 上)、函室工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以 上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			温度測定(気温・コンクリ ート)	温度計による		1回供試体作成時各ヶ1177打込み開始時終了時。			
			コンクリートの単位容積質量 試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に 行う。	参考値：2.3t/m3以上		
			コンクリートの色い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に 行う。			
			コンクリートのブリーディ ング試験	JIS A 1123		1回ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に 行う。			
30 覆工コンクリート (NADO)	材料 T I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ヂ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	必須	アルカリシカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策 について」(平成14年7月 31日付け国管技第112 号、国総電第35号、国空建 第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/ 6ヶ月以上及び基地が変わった場合。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び基地が変わった 場合。			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	総乾密度>2.8以上 骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケル スラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値につい ては適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び基地が変わった 場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用)骨材-第1部：高炉ス ラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用)骨材-第2部：フェロニ ッケル骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用)骨材-第3部：鋼ス ラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用)骨材-第4部：電気研 砕化骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部、 石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用 再生骨材)		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び基地が変わ った場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回 /月以上及び基地が変わった場合。			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58% 以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける 場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作 用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり 作用を受ける場合は13.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び基地が変わ った場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90% 以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び基地が変わ った場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の 圧縮強度による試験方法」による。		
(次頁に続く)			モルタルの圧縮強度による砂 の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色 の色より濃い場合。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び基地が変わ った場合。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
30 既工コンクリート (NATD)	材料 その他 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 3005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 10%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	築布地で運送のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (ニコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○
			練灰ゼ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総固形物の量: 2g/L以下 溶解性固形物の量: 1g/L以下 塩化物イオン濃: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回流水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン濃: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
	製造 ウラント TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉粉の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練灰性能試験	ハンナミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰重量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規程JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時			○	
		単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領 (案) (平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、3回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を記録することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打たずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合: 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	○		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個 (φ7~3個、φ28~3個) とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	○		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATO)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-C500-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		その他	コンクリートの歪み分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
			施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0、2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等
	その他	テストハンマーによる強度推定調査	JIS-C 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
		31 吹付けコンクリート (NATO)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国能環第35号、国交建第78号)」	両在	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び基地が変わった場合。
	その他 丁型マーク表示されたレギュラーミックスコンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	骨材試験は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。			
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					
骨材の密度及び吸水率試験		JIS A 1109 JIS A 1110	飽和密度: 2.5以上 粗骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下					
骨材の微細分量試験		JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砂石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)					
砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。					
モルタルの圧縮強度による砂の試験		JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上層における溶液の色が標準色色より濃い場合。				

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
31 吹付けコンクリート (NATD)	材料	その他 TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く	骨材中の粘土汚染量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.20%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	/	○	
			強度マトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の転落判定実験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		/	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		/	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 3202	/	/		/	○
			練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	
			計量設備の計量精度	/	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 （高炉スラッジ粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練灰性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2  連続ミキサの場合： 土木学会規程JCE-1 502-2013	コンクリートの練灰重量 公称容量の場合、 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の偏差率：15%以下  コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：4%以下 スラッジ量：3mm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		/	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	/	1回/日以上		/	○
			土工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書		原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数13回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート (NAT)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSC-E-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×8回試験) 又は、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取り3ヶ所サンギングを行う。1回に6本 (φ7~3本、φ28~3本、) とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS R 5502:2018, 503~2018) または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSC-E-G561-2010)	1日強度で5N/mm以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・崩れし時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び崩れし時に品質変化が認められた時。		
			気体量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・崩れし時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び崩れし時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	高質に異常が認められた場合に行う。		
32 ロックボルト (NAT)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	目視・平法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
			施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	
	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回					
	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	箇所の初期段階は20mごとに、その他は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。					
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を揃えた上ででの管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び養層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が取り連続する場合で、以下のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び養層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100㎡以上のもの	
			上の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			上の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			上の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
			その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202						
	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる		基準密度の98%以上。 X10 95%以上 X8 95、5%以上 X3 96、5%以上	・締りめ度は、個々の測定値が基準密度の99%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締りめ度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が満たない場合は10孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	雇工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 135				
			宮水比試験	JIS A 1203				
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 318				
			既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 45				
	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左					
	雇工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] - 218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・測定方法は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・測定方法は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えは、4,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・測定率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による	110℃以上	即時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かさばりし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる	0.7cm以内	1,000㎡毎		
その他			粒度 (2.0mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	2.0mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	75μmふるい: ±8%以内				
		アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 318	アスファルト量: ±0.9%以内				
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふり分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上、3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上、1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100㎡以上のもの	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 45	細長、あるいは1個平面石片: 10%以下			
			フロー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			フロー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下			

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイバーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上、1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			ファイバーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 83	60%以下		○		
			製鋼スラグの水浸形張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 94	水浸膨張比：2.0%以下		○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・主砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下		○		
			編織すトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		○		
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		○		
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上、1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			掃度試験	JIS K 2207	50μm以上(15℃)		○		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上		○		
			薄板加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下		○		
	薄板加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上		○				
	タフネス・ナンディ試験	舗装調査・試験法便覧 [2] - 289	タフネス：20N・m		○				
	密度試験	JIS K 2207			○				
	ブランド	必須	密度(2.35g/cm <sup>3</sup> ふり)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	2.35g/cm <sup>3</sup> ふり、±12%以内基準密度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~3回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上、1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
				密度(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	75μmふるい、±5%以内基準密度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~3回/日	○	
				アスファルト量抽出密度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4] - 318	アスファルト量：±0.9%以内		○	
				温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	
		その他	必須	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の前流動性の確認	○
					舗装調査・試験法便覧 [3] - 44			アスファルト混合物の前流動性の確認	○
					舗装調査・試験法便覧 [3] - 18			アスファルト混合物の前流動性の確認	○
舗装調査・試験法便覧 [3] - 110							アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	
温度測定(初転圧前)					温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
現場透水試験					舗装調査・試験法便覧 [1] - 154	K <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 K10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000mLごと。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] - 224	基準密度の94%以上。 X10 98%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縦断め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縦断め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視			即時	
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材程度	舗装調査・試験法便覧 [2] - 46		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○
			再生骨材 田アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4] - 318	3.8%以上			○
			再生骨材 田アスファルト針入度	サーキュラー安定度試験による再生骨材の田アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は12回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	6%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、原料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75µmふるいにとどまるものと、水洗後の75µmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の伊乾機し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2] - 16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75µmフルイ)		75µmふるい：±8%以内 再アス処理の場合、75µm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4] - 318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
	その他		水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 65	設計図書による。	同左	排水性の確認	○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3] - 44			前流動性の確認	○
フベリング試験			舗装調査・試験法便覧 [3] - 18			耐磨耗性の確認	○	
舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		即時			
		温度測定（初転圧前）	温度計による			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3] - 218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縦断め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縦断め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材 料	必 須	外觀・規格（主部材）	視覚照合、帳票確認		見積とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外觀検査（付属部材）	目視及び計測				
38 ガス切断工	施 工	必 須	表面粗さ	目視	主部材の最大表面粗さ 50 $\mu$ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 $\mu$ m以下（ただし、切削による場合は50 $\mu$ m以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さを示す。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラッグ	目視	塊状のスラッグが点在し、付着しているが、煎跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
		ペベル精度	計測器による計測					
		真直度						
39 溶接工	施 工	必 須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型面試験（19mm未満裏面付）（19mm以上側面付）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラッグ等とみられることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3箇所の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部さす検査 20.8.7内部さす検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び経験）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ内溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ内溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ内溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

（次頁に続く）



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合は適用。 混合処理改良体（コラム） を造成する工法には適用し ない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		
			土の液限密度試験	JIS A 1225					
			アープフロー試験	JIS R 3201					
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216					
	その他		土乾字の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			
			土の比重試験	JIS A 1204					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土熱源液のpH試験	JIS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。			
			土の強熱減量試験	JIS 0221					
			施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体採取する。
	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216			①各供試体の試験結果は改良地設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で行うとする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。		
	41. 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
定着材のフロー値試験				JSCF-F321-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
その他			外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
			必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
施行	必須		引き抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			
			その他	適合性試験 (適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地盤ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

品質管理基準及び規格値(下水道工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、外圧強さ及び水密性は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法(カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-1 による				
			外圧強さ					
			水密性					
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-1 による				
			引張試験					
			偏平試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ビカット軟化温度試験					
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-13 による				
			引張試験					
			偏平試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ビカット軟化温度試験					

品質管理基準及び規格値(下水道工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きよ材料 下水道用強化プラスチック複合管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-2 による				
			外圧試験					
			耐薬品性試験					
			耐酸試験					
			水密試験					
管布設工 (開削)	管きよ材料 下水道用ポリエチレン管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ヒーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、対候性試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-14 による				
			引張試験					
			偏平試験					
			水圧試験					
			偏平負圧試験					
			耐薬品性試験					
			環境応力き裂試験					
			熱間内圧クリープ試験					
			ヒーリング試験					
			熱安定性試験					
			融着部相溶性試験					
			対候性試験					
			管布設工 (開削)	管きよ材料 下水道用レジンコンクリート管)				
寸法(カラーを含む)	JSWAS K-11 による							
外圧試験								
水密性試験								
耐酸性試験								
吸水性試験								
管布設工 (開削)	管きよ材料 下水道用ボックスカルバート)	必須	外観	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、節口部の水密性試験については、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	JSWAS K-12, JSWAS K-13 による				
			コンクリートの圧縮強度					
			曲げ強度試験					
			接合部の水密性試験					

品質管理基準及び規格値(下水道工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認													
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用ダクタイル鉄管)	必須	原管	JSWAS G-1 による	(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。  (2) 形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○													
			内装																		
			外装	外観					目視による												
			形状・寸法	JSWAS G-1 による					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラック</td> <td>クラックがないこと。</td> </tr> <tr> <td>湯境</td> <td>湯境がないこと。</td> </tr> <tr> <td>鋳巣</td> <td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td> </tr> <tr> <td>モルタルフィン</td> <td>有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	クラック	クラックがないこと。	湯境	湯境がないこと。	鋳巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。	モルタルフィン	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。	塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。
			検査項目	判定基準																	
			クラック	クラックがないこと。																	
			湯境	湯境がないこと。																	
			鋳巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。																	
			モルタルフィン	有害なひび割れがないこと。 管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は実用的に滑らかであること。																	
			塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。																	
引張試験																					
硬さ試験																					
水圧試験																					
外観	目視による	(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。  (2) 形状・寸法、成分・機械的性質等は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○																
形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材 I 類の規定による JIS G 3443																				
成分・機械的性質																					
非破壊又は水圧																					
塗装																					
原管	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥</td> <td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ良好</td> <td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	判定基準	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。	両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。	仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。						
検査項目	判定基準																				
実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。																				
両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。																				
有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																				
仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。																				
完成管	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗装及び塗覆</td> <td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがなく、均一な塗膜であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	塗装及び塗覆	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがなく、均一な塗膜であること。																
検査項目	判定基準																				
塗装及び塗覆	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがなく、均一な塗膜であること。																				
外観・形状	目視による	(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。  (2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○																
寸法 (カラー及びゴム輪含む)	JSWAS A-2 又はA-6 による																				
外圧強さ																					
コンクリートの圧縮強度																					
水密性																					
管推進工	管きよ材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)					必須															
管推進工	管きよ材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	必須	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	○									
検査項目	判定基準																				
管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。																				
管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。																				
管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。																				

品質管理基準及び規格値(下水道工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認						
管推進工	管きよ材料 下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。  (2)寸法、引張試験、偏平試験、圧縮試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○						
			寸法	JSWAS K-6 による	検査項目				判定基準					
			引張試験		有害な傷				管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)					
			偏平試験		滑らかさ				明らかな凹凸がないこと。					
			圧縮試験		割れ				割れがないこと。					
			負圧試験		ねじれ				著しいねじれがないこと。					
			耐薬品性試験		管の断面形状				管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。					
			ピカット軟化温度試験		実用上の真つすぐ				実用上、真つすぐであること。					
			管推進工	管きよ材料 下水道推進工法用レジンコンクリート管	必須				外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。  (2)寸法、外圧試験、継手部水密性試験、管体内水圧試験、圧縮強度試験、耐酸試験及び吸水試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
									寸法 (カラー及びゴム輪含む)	JSWAS K-12 による	検査項目			
外圧試験		管軸方向のひび割れ				管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であつても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。								
継手部水密性試験		管周方向のひび割れ				管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。								
管体内水圧試験		管端面の欠損				管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。								
圧縮強度試験														
耐酸試験														
吸水試験														
管推進工	管きよ材料 下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管	必須				原管	JSWAS G-2 による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。  (2)原管、内装及び外装における形状・寸法は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○			
						内装		検査項目						
			外装	目視による	クラック	クラックがないこと。								
			形状・寸法	JSWAS G-2 による	溝境	溝境がないこと。								
					原管	手直しの範囲を超えるものは不可とする。								
					完成管	有害なひび割れがないこと。								
						管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。								
						表面は実用的に滑らかであること。								
					塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。								

品質管理基準及び規格値(下水道工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認												
管推進工	管きよ材料 (鋼管)	必須	外観	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に両端は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥</td> <td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ良好</td> <td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td> </tr> <tr> <td>塗装及び塗覆装</td> <td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などが無いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。	両端は管軸に対して直角	実用的に両端は管軸に対して直角であること。	有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。	仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。	塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などが無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			検査項目	判定基準																
			実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。																
			両端は管軸に対して直角	実用的に両端は管軸に対して直角であること。																
			有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																
			仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。																
塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などが無いこと。																			
形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材1類の規定による JIS G 3444																			
成分・機械的性質																				
非破壊又は水圧																				
塗装																				
原管																				
シールド工	管きよ材料 (セグメント)	必須	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A-4 による	[外観検査] (下水道協会規格) (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○												
			水平仮組検査																	
			性能検査						単体曲げ試験	[外観検査] (下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4 の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント 500リング及びその端数に1回行う。									
			継手曲げ試験																	
			ジャッキ推力試験																	
			つり手金具引抜き試験																	
材料検査	JSWAS A-3 による	[外観検査] (下水道協会規格) (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害な曲がり、そり等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3)性能検査は設計図書のためによる。																	
形状・寸法及び外観検査																				
溶接検査																				
水平仮組検査																				
性能検査	ジャッキ推力試験			[外観検査] (下水道協会規格外) (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-3 の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事に1回行う。															
単体曲げ試験																				
マンホール設置工	管きよ材料 (組立マンホール側塊)	必須	外観			目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。	端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験及び側方曲げ試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			検査項目					判定基準												
			有害な傷					側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。												
			滑らかさ					側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。												
			端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。																
			端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。																
形状・寸法	JSWAS A-11による																			
コンクリートの圧縮強度試験																				
軸方向耐圧試験																				
接合部の水密性試験																				
側方曲げ試験																				
製管マンホール材料(下水道用鋳鉄)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○													
		寸法・構造						JSWAS G-4 による												
		材質試験																		
		荷重たわみ試験																		
		耐荷重試験																		

品質管理基準及び規格値(下水道工事)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
マンホール設置工	管きよ材料 マンホール足掛け金物	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観検査は全数について行う。		○
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	(1) 芯材 JIS G 4303 (SUS403) の規格に適合すること。		
材質								
マンホール設置工	管きよ材料 下水道用塩化ビニル製小型マンホール	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。		○
			寸法	JSWAS K-9 による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。	(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(2) 寸法、引張試験、荷重試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			引張試験		検査項目	判定基準		
			荷重試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)		
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
			耐薬品性試験		割れ	割れないこと。		
			ピカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
ます設置工	管きよ材料 下水道用鋳鉄製防護ふた	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。		○
			寸法	JSWAS G-3 による	(2) 有害ななきずが無く、外観がよいこと。	(2) 寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			材質試験					
	管きよ材料 下水道用硬質塩化ビニル製ます	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。		○
			寸法	JSWAS K-7 による。 防護ふたは、 JSWAS G-3、 立上り部は、 JSWAS K-1 による。	(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(2) 寸法、引張試験、荷重試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			引張試験		検査項目	判定基準		
荷重試験		有害な傷	ますの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)					
負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。					
耐薬品性試験		割れ	割れないこと。					
ピカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。					